

用語説明

| 用語 | 説明 |
|----------|---|
| 普通会計 | 統一的な基準で整理、比較するための統計上の会計単位で、津市では、「一般会計」、「住宅新築資金等貸付事業特別会計」、「土地区画整理事業特別会計」を合計し、会計間の重複額を控除したものである。 |
| 経常収支比率 | 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合をいう。 |
| 人件費 | 職員に支給される給料や各種手当のほか、共済費や退職手当組合負担金等を含む経費。 |
| 物件費 | 地方公共団体が業務を行う際に支出する消費的な性質の経費のうち、他の性質に属さないもの。賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などがこれにあたる。 |
| 扶助費 | 生活保護法、老人福祉法、児童福祉法、障害者自立支援法などに基づき、市が実施するサービス給付や手当などに要する経費。 |
| 公債費 | 地方公共団体が借り入れた地方債の元金と利子の償還金および一時借入金の利子などに要する経費。 |
| 補助費等 | 各種団体に対する助成金、一部事務組合に対する負担金や報償費などの経費。 |
| 財政力指数 | 地方公共団体の財政運営の自主性の大きさを示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値を用いる。この指数が1に近い（あるいは1を超える）ほど財政力が強いことを表す。 |
| 実質公債費比率 | 地方債発行の協議制移行に伴い導入された、公債費による財政負担の度合いを判断する指標の1つで、過去3年間の平均値が18%以上の団体は、地方債の発行について総務大臣などの許可が必要となる。また、25%以上の団体については、一部の地方債の発行が制限される。 |
| ラスパイレス指数 | 給与水準を比較する指標の一つであり、同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として比較した場合の地方公務員一般行政職の給与水準を表す。 |